



- 米国を代表する株価指数である「S&P500指数」との連動を目指すETF(上場投資信託)です。

## 1. SPDR S&P500 ETFの概要

(2017年11月30日 現在)

|          |                                     |                           |              |
|----------|-------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 銘柄名      | SPDR S&P500 ETF                     |                           |              |
| 対象指標     | S&P500指数                            |                           |              |
| 計算期間     | 毎年10月1日～翌年9月30日                     |                           |              |
| 分配金支払基準日 | 毎年3月、6月、9月及び12月の各第3金曜日から1営業日後(年4回)  |                           |              |
| 管理会社     | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー |                           |              |
| 銘柄コード    | 1557                                | 市場価格(終値)(※1)              | 29,210 円     |
| 売買単位     | 1口単位                                | 1口あたり分配金(※2)              | 392.3432776円 |
| 信託報酬     | 0.0945%                             | 分配金利回り(※3)                | 1.34%        |
| 純資産総額    | 285,912 億円                          | Indicative NAV/PCFの開示(※4) | なし           |
| 受益権口数    | 962,932 千口                          | 1売買単位あたりの投資金額(※1)         | 29,210 円     |

※1 上記の期日において約定がない場合、「市場価格(終値)」及び「1売買単位あたりの投資金額」には、直近時点の市場価格を記載しています。

※2 直近12か月の実績分配金を記載しています。

※3 直近12か月の実績分配金及び作成日の終値をもとに算出した分配金利回りを記載しています。

※4 Indicative NAVとは、PCF情報に現時点の株価を乗じることによって算出されるリアルタイムの推定純資産額(1口あたり)、PCFとは、管理会社よりご提供をいただいたポートフォリオ構成銘柄情報ファイルのことを指します。ここでは東証を通じて開示しているIndicative NAV/PCF情報の有無を記載しています。

## 2. パフォーマンス

(2017年11月30日 現在)



※ 2014年11月28日 の市場価格を基準値とし、S&P500の値を再換算しています。

### ■ 騰落率

| 期間    | 当銘柄      | (参考)S&P500 |
|-------|----------|------------|
| 過去3か月 | +7.51%   | +9.41%     |
| 過去6か月 | +8.91%   | +11.60%    |
| 過去1年  | +17.40%  | +18.70%    |
| 過去3年  | +18.64%  | +21.37%    |
| 過去5年  | +150.09% | +154.90%   |

### ■ 当銘柄のボラティリティ

|                |       |
|----------------|-------|
| ボラティリティ(過去30日) | 8.4%  |
| ボラティリティ(過去90日) | 10.2% |

※ 対象期間のうち13%以上の日に売買が成立していない場合、上場後の期間が記載の期間に満たない場合は「-」と表示されます。

対象指数の推移(現地通貨建・英語) <http://jp.spindices.com/>

## 3. ファンド組入銘柄

(2017年8月25日 現在)

|   | 証券コード | 銘柄名                   | 構成比   |
|---|-------|-----------------------|-------|
| 1 | AAPL  | Apple Inc.            | 3.98% |
| 2 | MSFT  | Microsoft Corporation | 2.68% |
| 3 | FBUS  | Facebook Inc. Class A | 1.88% |
| 4 | AMZN  | Amazon.com Inc        | 1.79% |
| 5 | JNJ   | Johnson & Johnson     | 1.69% |

## 5. 対象指標の概要

S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが算出している株式インデックスで、米国の証券取引所に上場された代表的な500銘柄(24産業グループ)の株価を時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

## 4. 情報ベンダーコード

| 情報ベンダー名         | ETFコード         | 対象指標      |
|-----------------|----------------|-----------|
| QUICK           | 1557/T         | @@SPX/U   |
| Bloomberg       | 1557 JP Equity | SPX INDEX |
| Thomson Reuters | 1557.T         | .SPX      |

## 6. ETF情報入手一覽

---

- 各ETFに関するより詳細な商品概要  
「SPDR ETFホームページ」<http://www.spdrs.jp>（日本語） <http://www.spdrs.com>（英語）
- ETFの現在値・前日比  
<http://www.tse.idmanagementsolutions.com/iopv/table?language=jp&iopv=0>
- 一口あたりの純資産総額、対象指数との乖離率、ファンドの組入銘柄等  
（注）検索される場合には、検索条件に検索コード5ケタの管理会社コード「15574」を入力してください。  
「適時開示情報閲覧サービス」[https://www.release.tdnet.info/inbs/I\\_main\\_00.html](https://www.release.tdnet.info/inbs/I_main_00.html)
- ETF株マップ  
<http://etf.kabumap.com/servlets/etf/Action?SRC=page/top>

## 7. 免責事項

---

- 当資料は、作成時におけるETF/ETNの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ETF/ETNは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標及び外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の変動、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格又は基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。
- ETF/ETNの売買を行われるに際しては、あらかじめお取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- 当資料の実績数値は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 当資料は、2017年11月現在の内容です。その後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。
- 本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。